

# 信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案に対する意見公募要領

令和6年3月29日  
中小企業庁

## 1. 意見公募の趣旨・目的・背景

中小企業者の様々な課題解決に向けて、事業者フェーズに応じたきめ細やかな支援を実施していくために、信用保証協会が金融機関や各支援機関等との連携を図るとともに、自らも中小企業者の経営改善・再生支援等を行うための態勢整備や、改正中小企業信用保険法（2023年6月公布）に基づき、一定の要件を充たせば、保証料の上乗せにより経営者保証を求めない新制度を整備したこと等に伴い、信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部の改正を行うこととしました。

については、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見公募をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

## 2. 意見公募の対象

「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案」

## 3. 資料入手方法

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載

(2) 窓口での配布

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課（東京都千代田区霞が関 経済産業省別館7階）

## 4. 意見募集期間（意見募集開始日及び終了日）

令和6年3月29日（金）～令和6年4月30日（火）必着

※電子メールは、令和6年4月30日（火）18時まで

## 5. 意見提出先・提出方法

別紙の意見提出用紙に日本語で記入の上、以下いずれかの方法で送付して下さい。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームからご提出ください。

(2) 郵送

意見提出用紙に御氏名、御連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記の住所宛にお送り下さい。

住所：〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省中小企業庁事業環境部金融課

パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メール（意見提出用紙を添付してお送り下さい。）

意見提出用紙に御氏名、御連絡先及び本件への御意見を御記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

メールアドレス： [bzl-kinyuka-hokanhan@meti.go.jp](mailto:bzl-kinyuka-hokanhan@meti.go.jp)

(電子メールの件名を「信用保証協会向けの総合的な監督指針の一部改正案に対する意見」として下さい。)

※ 電話での御意見の提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承下さい。

## 6. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承下さい。

御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

「信用保証協会向けの総合的な監督指針」は金融庁との共管ではありますが、本件パブリックコメントは、中小企業庁が代表して実施しております。なお、ご提出したご意見については両庁にて共有し、考慮させていただきます。

